

令和3年度 第4回山梨地方最低賃金審議会 議事録（一部議事要旨）

1 日 時：令和3年8月23日（月）午前9時58分～10時45分

2 場 所：KKR甲府ニュー芙蓉

3 出席者：公益代表 石垣委員、岡松委員、反田委員、鷹野委員
労働者代表 小林委員、櫻井委員、佐々木委員、白倉委員、田草川委員
使用者代表 一之瀬委員、荻木委員、川島委員、長谷川委員、前嶋委員
事務局 生方労働局長、田村労働基準部長、
太田良賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

- (1) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（諮問）
- (2) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出の取扱いについて
- (3) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（答申）
- (4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（答申）
- (5) 特定最低賃金改正決定について（諮問）
- (6) 特定最低賃金専門部会の設置等について
- (7) 特定最低賃金専門部会の専決決議について
- (8) その他

5 審議会内容

（賃金室長）

ただいまから、令和3年度第4回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益側、伊藤委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の皆様の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

それでは、反田会長、以後の議事進行をお願いいたします。

【議事（1）最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（諮問）】

（反田会長）

皆様おはようございます。

それでは、早速、議事の（1）に入ります。

最低賃金審議会の意見に関する異議申出について、であります。

去る8月5日に、当審議会から労働局長に対しまして、山梨県最低賃金に係る答申を行ったことを受け、山梨労働局では、審議会の意見に関する公示を行いました。

この審議会の意見に関する公示に対しまして、8月10日及び8月18日に、合計5つの関係労働団体から異議の申出がありました。

そこで、これらの申出の取扱いについて審議することにいたします。

それでは審議に入る前に、申出の内容などにつきまして、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは、説明いたします。着座にて失礼します。

まずは、最低賃金決定の流れの中における異議の申出の位置づけにつきまして、少し説明をさせていただきます。

御手元に配布しております審議資料の1ページを御覧ください。

最低賃金法の一部を抜粋したものとなります。

最低賃金法第11条第1項に、労働局長は、最低賃金審議会の意見の提出があったときは、その意見の要旨を公示しなければならない、と規定されております。

この規定に基づき、8月5日の第3回本審終了後、最低賃金審議会の意見の要旨につきまして、山梨労働局の掲示板に公示いたしました。

同条第2項では、地域の労働者又はこれを使用する使用者は、公示があった日から15日以内に、労働局長に対して異議を申し出ることができることとされております。

この規定に基づきまして、今般、県内の5つの労働組合から異議の申出が行われました。

さらに、同条第3項において、申出があったときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない、とされております。

この規定に基づきまして、本日、この後に、異議の申出に対する諮問をさせていただきたいと考えております。

次に資料の5ページからを御覧ください。

ユーコープ労働組合、自治労連山梨自治体一般労働組合、山梨県労働組合総連合、山梨県医療労働組合連合会及び山梨県労地域ユニオンの5つの労働組合からそれぞれ提出されました異議申出書の写しになります。

時間の関係もございますので、それぞれの異議申出書の要旨のみ説明させていただきます。

それでは、5ページを御覧ください。

ユーコープ労働組合からの異議申出書となります。

要旨は、

○答申どおり866円で確定した場合、年収は156万円ほどとなり、これでは憲法で定める健康で文化的な最低限の暮らしが保障されない。

○全国どこで暮らしても生活にかかる費用はほぼ同じである。隣接する都県との格差を1円でも縮小するべきである。

○全国一律最低賃金制度の実現を国に働きかけるべきである。また、時給額は、1,500円以上とすることも意見してほしい。

○異議に対する審議は公開で審議し、また、意見陳述の機会を作ることを要請する。というものです。

次に6ページを御覧ください。

自治労連山梨自治体一般労働組合からの異議申出書となります。

要旨は、

○答申どおり866円で確定した場合、貧困から抜け出せないワーキングプアの年収200万円にも達しない。

○非正規労働者は全労働者の4割に達し、その多くは最低賃金近傍の時給で働かざるを得ない状況である。このままでは、エッセンシャルワーカーを含めた多くの労働者の生活破綻を防ぐことはできないので、最低賃金の大幅な引上げを要請する。

○調査の結果、全国どこでも時給1,500円以上が必要であり、地域間で大きな差はない。全国一律最低賃金制度の創設を国に求めるべきである。

○国による中小企業支援策の拡充も求める。

○異議に対する審議は、公開の場で審議するよう要請する。意見陳述の機会の保障も要請する。

というものです。

次に7ページを御覧ください。

山梨県労働組合総連合からの異議申出書となります。

要旨は、今申し上げた、自治労連山梨自治体一般労働組合のものとはほぼ同じ内容となっておりますが、その他に、答申どおりであると、東京と山梨の最低賃金の格差は175円となり、県内の労働者が最低賃金の高い地域に流れていく原因の一つとなるが、必要な生計費は地域間で大きな差がないので、地域間格差の是正のため、答申を上回る引上げを要請する、としています。

次に8ページを御覧ください。

山梨県医療労働組合連合会からの異議申出書となります。

要旨は、

○最低賃金の大幅な引上げは、全産業平均よりも低い、医師を除く医療・介護労働者の賃金水準の引上げなど、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善などに極めて重要である。

○答申では、最低賃金の地域間格差は解消されず、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できない。

○調査の結果、全国どこでも時給1,500円、月額24万円以上が必要であるので、最低賃金をこれにかなう水準に引き上げること。

一度に上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の上げ額を議論すべきである。

というものです。

次に9ページを御覧ください。

山梨県労地域ユニオンからの異議申出書となります。

要旨は、

○現在の山梨県の最低賃金では、安定した暮らしはできない。少なくとも普通に働いて20万円程度の賃金が必要である。答申の金額では到底及ばない。

○少なくとも時間給で1,500円、当面1,000円以上となる上げを強く望む。

○ユニオン組合員の多くは非正規労働者であり、それらの労働者の賃上げは最低賃金の上げに合わせて実施されている。非正規労働者は県内労働者の3割強を占めており、最低賃金の持つ社会的な役割は大きく、大幅改定が望まれる。

○山梨の最低賃金の最大の課題は、首都圏との格差を是正するだけの上げである。

○小零細事業所に対する政府の財政支援策を求めるよう上申することを求める。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの事務局の説明につきまして、何か御質問、御意見等がございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

ないようでしたら、異議申出に関する諮問を受けることにしたいと思います。

(労働局長から反田会長へ諮問文を手交。)

(反田会長)

それでは、諮問文を配布していただきまして、朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは、朗読させていただきます。

山梨労発基0823第1号、令和3年8月23日

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿、山梨労働局長生方勝

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

標記について、下記のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

記

1、異議申出日及び申出者

令和3年8月10日、ユーコープ労働組合

令和3年8月10日、自治労連山梨自治体一般労働組合

令和3年8月18日、山梨県労働組合総連合

令和3年8月18日、山梨県医療労働組合連合会

令和3年8月18日、山梨県労地域ユニオン

以上でございます。

【議事（2）最低賃金審議会の意見に関する異議申出の取扱いについて】

（以下、異議申出に対する審議）

概要は以下のとおり。

1 労働者側意見

将来的には、1,000円台は必要であるが、今回の28円の引上げについては、新型コロナウイルス感染症の影響及び県内の情勢等を勘案して、この金額に至ったものである。

また、最低賃金引上げの流れを止めていないことも重要であると考えている。

今回、4回の専門部会を開催し、公益側、使用者側、労働者側が真摯に議論を行った結果、28円の引上げとなったものであり、今年度については、問題ないと考えている。

2 使用者側意見

今回の28円の引上げについては、コロナの影響があり、将来にわたっても影響があるという認識から、コロナで経営的な負担を受けている中小零細企業を追い詰めないように、取り残さないように、引上げに強く反対してきたところである。

今回決まった28円の答申については尊重するが、これ以上の引き上げは中小零細企業の負担となるため、異議の申出については反対である。

3 公益委員見解

労使の意見にあったとおりであり、現下の経済情勢からは十二分な引き上げを、労使の中で決めていただいたと理解している。

公益としては、異議の申出には反対である。

4 採決方法について

5つの異議申出に対して、当初どおりの答申とするか否かについて、一括で採決することとなった。

（反田会長）

ただ今、一括という御意見が出ましたので、一括で採決を行いたいと思います。

令和3年8月10日に、ユーコープ労働組合及び自治労連山梨自治体一般労働組合から、令和3年8月18日に、山梨県労働組合総連合、山梨県医療労働組合連合会及び山梨県労地域ユニオンからそれぞれなされました、最低賃金法第11条による異議の申出につ

いて、これを採用せず、8月5日付けの答申どおりとする、ということについて、賛否を問いたいと思います。

慣例によりまして、反対、すなわち審議をもう一度行う、ということから採決を行います。

反対の委員は、挙手をお願いいたします。

反対の委員は、いらっしゃらないですね。

では次に、賛成、すなわち答申どおり、という委員は、挙手を願います。

全員賛成ですね。ありがとうございました。

それでは、全員賛成となりましたので、採決の結果、これらの異議の申出は採用せず、8月5日付けの答申どおりといたします。

【 議事（3）最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（答申） 】

（反田会長）

それでは、ただ今の結果を労働局長に答申することにいたしますので、事務局は、答申の案を配布の上、朗読をお願いします。

（賃金室長）

それでは朗読させていただきます。

（案）

令和3年8月23日

山梨労働局長生方勝殿

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和3年8月23日、貴職から8月5日付け山梨県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する下記1の者からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記2の結論に達したので答申する。

記

1、異議申出者

ユーコープ労働組合

自治労連山梨自治体一般労働組合

山梨県労働組合総連合

山梨県医療労働組合連合会

山梨県労地域ユニオン

2、審議結果

令和3年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

以上です。

(反田会長)

ただいまの答申の案につきまして、御意見等ございますか。

(長谷川委員)

すいません。

意見ではなく、質問です。

今の5件の労働組合から異議が出されたわけですけれども、そちらにいる労働者側の皆さんは、これらの労働組合とは関係ないのですか。

(白倉委員)

別です。

(長谷川委員)

全く別なのですか。わかりました。

(佐々木委員)

ナショナルセンターと呼ばれる組織が3つございまして。

我々は、連合傘下の団体で、全労連、全労協とは別になります。

(反田会長)

よろしいでしょうか。

(長谷川委員)

万が一、皆さんがこれらの組合の人たちと一緒にあれば、おかしいことだなあと思ったので質問させていただきました。

(反田会長)

ほかにございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、この答申案について、採決を行いたいと思います。

まず、反対からお伺いします。

この答申案に反対の委員は、挙手をお願いします。

いらっしゃらないですね。

では次に、賛成の委員は、挙手をお願いします。

はい、全員賛成ですね。ありがとうございました。

全員賛成ということになりましたので、採決の結果、全会一致で答申案のとおり決定されましたので、これを労働局長に答申することにいたします。

(反田会長から労働局長へ答申を手交)

(反田会長)

それでは、労働局長から、一言御挨拶をお願いいたします。

(労働局長)

ただいま反田会長から、今般の異議申出に係る審議の結果、8月5日付けの答申どおり決定することが適当との御答申をいただきました。

この答申を謹んでお受けしたいと思えます。

これをもちまして、令和3年度の山梨県最低賃金は、866円として確定いたしました。事務局としましては、早速、10月1日の発効に向けて事務手続きを進めてまいりたいと考えております。

さらに、最低賃金の周知徹底、履行確保に向けて、しっかりと、確実に実施していく所存でございます。

委員の皆様方には、コロナ禍の厳しい状況の中、真摯な御審議と御尽力いただいたことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。

引き続き最低賃金行政の推進に御理解、御協力を賜りますことをお願い申し上げ、御礼のごあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。

【議事(4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(答申)】

(反田会長)

ありがとうございました。

それでは、次に移ります。

議事の(4)、特定最低賃金改正決定の必要性の有無についてであります。

特定最低賃金の改正の必要性を検討するために、8月17日に開催されました、特定最低賃金検討委員会における審議の結果につきまして、鷹野委員から報告をしていただきます。

(鷹野委員)

7月29日の本審において諮問を受けました、特定最低賃金である電気と自動車の2

業種につきまして、8月17日に特定最低賃金検討委員会を開催しました。

当日、私が委員長として選出されましたので、私から報告させていただきます。

この二つの特定最低賃金改正の必要性について慎重に検討した結果、本日配布しております委員会報告のとおりとなりました。

事務局からの朗読をもって報告とさせていただきます。

(反田会長)

それでは、事務局は朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは、最初に電気の方から朗読させていただきます。

令和3年8月17日

山梨地方最低賃金審議会、会長、反田一富殿

山梨地方最低賃金審議会、特定最低賃金検討委員会、委員長、鷹野正則

山梨県電子部品・デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)

当委員会は、令和3年7月29日開催の第2回山梨地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に検討した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当委員会の委員は、下記のとおりである。

以下、委員の皆様の御名前がございますが、朗読は省略させていただきます。

続きまして、自動車の方を朗読させていただきます。

令和3年8月17日

山梨地方最低賃金審議会、会長、反田一富殿

山梨地方最低賃金審議会、特定最低賃金検討委員会、委員長、鷹野正則

山梨県自動車、同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)

当委員会は、令和3年7月29日開催の第2回山梨地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に検討した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当委員会の委員は、下記のとおりである。

同様に、委員の皆様の御名前の朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの報告につきまして、御意見等はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

御意見等がなければ、特定最低賃金検討委員会報告を了承することにいたします。

【議事(4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(答申)】

(反田会長)

ただいまの報告に基づきまして、二つの特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る審議会の答申について、お諮りしたいと思います。

事務局は、答申の案を配布していただきまして、朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは、まず、電気の方から朗読させていただきます。

(案)

令和3年8月23日、山梨労働局長生方勝殿

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富

山梨県電子部品・デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和3年7月29日付け山梨労発基0729第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山梨県電子部品・デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、山梨県電子部品・デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

次に、自動車の方を朗読させていただきます。

(案)

令和3年8月23日、山梨労働局長生方勝殿

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富

山梨県自動車、同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和3年7月29日付け山梨労発基0729第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった山梨県自動車・同附属品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの答申の案につきまして、何か御意見等はございますか。

(一之瀬委員)

私も検討委員として、特定最賃の改正について、最終的には必要という結論を出しました。

ただ、その中で、使用者側委員からは、今年は必要ないという意見もある中で、特定最賃に関しましては、地賃の28円プラスという目安を基準にはしないこと、各業態の実態、給与水準など、労使で議論ができるものを材料として審議をしていただくことを前提に了承したものです。

それを踏まえて議論をお願いすることを、答申の前の意見として述べさせていただきます。

(反田会長)

ありがとうございました。

ほかにご意見ございますか。

(反田会長)

それでは、この答申につきまして採決を行います。

まず、反対から行います。

反対の委員は、挙手をお願いします。

いらっしゃらないですね。

それでは、賛成の委員は、挙手をお願いします。

全員賛成ですね。ありがとうございました。

全会一致で決定することにいたします。

それでは、労働局長に答申いたします。

【 特定最低賃金改正決定の必要性について 答申 】

(反田会長から労働局長へ答申を手交)

【 議事(5) 特定最低賃金改正決定について(諮問) 】

(反田会長)

では続きまして、議事の(5)に進みます。

先ほど、7月26日に改正の申出のありました、二つの特定最低賃金につきまして、改正決定の必要性ありとの答申を行いましたので、ここで特定最低賃金の二業種の改正決定について、労働局長から諮問を受けることにいたします。

(労働局長から反田会長へ諮問文を手交。)

(反田会長)

それでは、事務局から諮問文の朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは、まずは電気の方から、朗読させていただきます。

山梨労発基0823第2号、令和3年8月23日

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿、山梨労働局長生方勝

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号) 第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

山梨県電子部品、デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成21年山梨労働局最低賃金公示第3号)

続きまして、自動車の方を朗読させていただきます。

山梨労発基0823第3号、令和3年8月23日

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿、山梨労働局長生方勝

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号) 第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

山梨県自動車、同附属品製造業最低賃金(平成21年山梨労働局最低賃金公示第2号)
以上でございます。

(反田会長)

それでは、諮問に当たりまして、労働局長から御挨拶をいただきたいと思えます。

(労働局長)

先ほど、反田会長から特定最低賃金の二つの業種について、改正決定の必要性ありとの御答申をいただきましたので、直ちに調査審議を求める諮問をさせていただきました。

委員の皆様には、地域別最低賃金に引き続きまして、特定最低賃金の御審議につきましても、どうぞよろしく願いいたします。

特定最低賃金は、関係する業界の労働条件の向上、事業の公正競争の観点から、地域別最低賃金より賃金水準の高い最低賃金が必要と認められたものについて、労使主導のもと決定されるものであると理解しております。

本年度につきましても、各委員の皆様の真摯な御議論の下、労使で一致できる水準での御答申をいただけることを期待するものでございます。

以上、簡単ではございますが、諮問に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(反田会長)

ありがとうございました。

ただいま労働局長から、特定最低賃金2業種の改正決定について諮問がありましたので、今後、当審議会におきまして、調査審議を進めてまいります。

【議事(6)特定最低賃金専門部会の設置等について】

(反田会長)

それでは次に、議事の(6)に入ります。

ただいま諮問を受けました、電気と自動車の特定最低賃金の審議に当たりましては、最低賃金法の規定に基づきまして、専門部会を設置して、調査審議を行うことになっております。

この専門部会の設置等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは、説明いたします。

まず、資料の1ページを御覧ください。

下の方になりますが、最低賃金法第25条第2項におきまして、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又は改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならないとされております。

その下の、同条第3項におきまして、専門部会につきましては、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員、及び公益を代表する委員の各同数をもって組織するとされております。

次に資料の11ページを御覧ください。

最低賃金決定の仕組みを表した図になります。

特定最低賃金につきましては、下の図になります。

図の中に、赤や青や緑色の字で日付が記入されておりますが、これは、昨年度の各手続等が実施された日付を記載したものとなっております。

今後のスケジュール感の参考にさせていただきたいと思っております。

次に13ページを御覧ください。

令和3年度最低賃金改正等の推進についてですが、この第1の2の(2)、専門部会についてのイによりまして、専門部会の各側の委員の数は3名とすると決められております。

ページが前後いたしますけれども、次に3ページを御覧ください。

最低賃金審議会令の抜粋となります。

最低賃金審議会令第3条第1項におきまして、委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対しまして、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならないとされておりますので、この審議会終了後、直ちに委員推薦の公示を行わせていただきます。

この相当の期間につきましては、通常は2週間程度とさせていただいております。

この公示を行い、推薦をいただいたところで、局長が委員を任命することとなっております。

委員の任期についてですが、本審の委員と異なり、専門部会の委員には任期の規定はなく、専門部会が廃止されると任期が終了することとなります。

ここで、資料の3ページが一番下の、審議会令第6条第7項を御覧いただきますと、最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする、と規定されております。

この規定により、専門部会における金額審議が終わり、改めて本審を開催しなくてもよいように、あらかじめ、専門部会の任務が終了したときは、専門部会を廃止するという議決をいただければ、2業種の最低賃金が決定した時点で、専門部会の任務が終了したということになり、2業種の専門部会を自動的に廃止することができます。

つきましては、本日、専門部会の廃止につきまして、あらかじめ決議していただきますようお願いいたします。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明につきまして、御質問等ございますか。

(各側委員)

(質疑等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、特定最低賃金の専門部会を設置すること、それから、特定最低賃金専門部会は、その任務を終了した場合は廃止すること、以上2点につきまして、確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(反田会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、特定最低賃金の審議につきましては、専門部会を設置して、調査審議をすることといたします。

また、当該専門部会につきましては、その任務を終了した場合には廃止といたします。

専門部会の委員の任命につきましては、今後、事務局において、所定の手続きをお願いいたします。

【議事(7)特定最低賃金の専門部会専決決議について】

(反田会長)

続きまして、特定最低賃金の専門部会の専決決議について、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。

再び御手元の資料の3ページを御覧ください。

最低賃金審議会令の第6条第5項におきまして、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、と規定されております。

次に、資料の13ページを御覧ください。

一番下から5行目のところになりますが、第1の2の(2)の工に、特定最低賃金の改正決定に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項における、専門部会の決議をもって本審の決議とする旨の規定が適用できることになっております。

ただし、この規定が適用されるのは、専門部会における決議が全会一致の場合に限るとしておりますので、全会一致の場合のみ、専門部会の決議を本審の決議にすることができることとなります。

全会一致でなかった場合につきましては、本審を開催し、改めて採決を行うこととなります。

以上のことを踏まえまして、専門部会における決議が全会一致であった場合には、これを本審の決議とすること、につきまして、あらかじめ決議していただきますようお願いいたします。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、専門部会における決議が全会一致であった場合には、これを本審の決議とすることにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(反田会長)

それでは、専門部会における決議が全会一致であった場合には、これを本審の決議ということにしたいと思います。

【議事(8)その他】

(反田会長)

それでは、最後のその他に入りますが、各側何かございますか。

(各側委員)

(特になし。)

(反田会長)

事務局から何かありますか。

(賃金室長)

2点説明いたします。

1点目は、今後の日程等についてです。

労働者側、使用者側から御推薦いただき、専門部会の委員が決定しましたら、速やかに専門部会の日程調整をさせていただきます。

また、専門部会における決議が、全会一致とならなかった場合に備えて、本審委員の皆様にも日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2点目は、全国における地域別最低賃金の答申状況についてでございます。

資料の17ページを御覧ください。

8月13日に厚生労働省がプレスリリースした資料となります。

18ページは、各県の答申された改定額の一覧表となっております。

右から 2 番目の目安差額の列にプラス 1 やプラス 2 と記入されている 7 県につきましては、目安額を上回る改定額となりましたが、その他の 40 都道府県につきましては、目安額どおりの改定額となっております。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第 4 回山梨地方最低賃金審議会を終了といたします。

本日の議事録の確認は、白倉委員と一之瀬委員にお願いをいたします。

本日は、皆様、長時間お疲れ様でした。ありがとうございました。